



S & I INTERNATIONAL

会社概要 ■ S & I INTERNATIONAL

会社名	S & I INTERNATIONAL
アドレス	バンコク事務所: 253, 23rd Floor, Asoke, Sukhumvit 21 Road North Klongtoey, Wattana Bangkok 10110, Thailand
電話番号	66 (0) 2261 6649/6466
ファックス	66 (0) 2261 6619/6379
E-mail	siasia@loxinfo.co.th (一般案内および調査についてのお問い合わせ) patent@siasia.co.th (特許についてのお問い合わせ) design@siasia.co.th (意匠についてのお問い合わせ)
ウェブサイト	http://www.s-i-asia.com
設立年	1996年2月
従業員数	42
取締役	日本特許庁審判官(特許) 井口 雅文
業務内容	1. 出願業務代行業務: 弊所では、タイ国への出願代行資格を保有する弁理士、弁護士が、特許、小特許、意匠、商標への出願代行や、審判訴訟代行等を行っております。英文、日本語からタイ語への翻訳も対応しております。また、欧州、米国、日本、東南アジア、中国、台湾、韓国などへの出願も提携事務所を通じて対応しております。 2. 訴訟業務: 知的財産権侵害と偽造に対する訴訟を行っております。 3. 調査業務: 東南アジア地域の特許調査、意匠調査、商標調査業務等を行っております。 加盟団体: 国際商標協会(INTA) 日本ライセンス協会(LES) 日本弁理士会(JPAA) 日本国際工業所有権保護協会(AIPPI) アジア弁理士会(APAA) アセアン知的財産協会(ASEAN-IPA) バンコク日本人商工会議所(JCCB) タイ知的財産協会(IPAT) タイ知的財産振興協会(IPPAT) 支店: S&I Japan 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階 Tel: +81(0)3-3402-0013 Fax: +81(0)3-3402-0014 Email: siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (日本語・英語・タイ語にて対応いたします。)
連絡先	日本特許庁審判官(特許) 井口 雅文 Email: siasia@loxinfo.co.th



S & I INTERNATIONAL

特許/意匠出願 : S & I INTERNATIONAL

特許出願（発明）

出願時には下記の書類および情報が必要となります

■出願願書: Sor-Por/Sor-Por/Aor-Sor-Por/001-Kor form

■発明の明細書

■請求項の範囲

■図面（ある場合）

■要約

■譲渡証書

出願人が発明者と異なる場合には、特許出願する権利を譲渡または相続しなければならない。譲渡証書は書面で、且つ譲渡人と譲受人の署名が必要となる。

■委任状

外国籍の出願人がタイで代理人を選定する場合、公証役場で公証手続きされた委任状、またはタイ大使館が領事認証した委任状が必要となる。

■出願権証明様式

発明者自身が出願人である場合には、タイ特許庁より提供される出願権証明様式にその権利を宣言しなければならない。

■優先権証明書（優先権主張をする場合）

意匠出願

出願時には下記の書類および情報が必要となります

■出願願書: Sor-Por/Sor-Por/Aor-Sor-Por/001-Kor form

■意匠の明細書

■請求項の範囲

■図面または写真（白黒が好ましい）

■譲渡証書

出願人が発明者と異なる場合には、特許出願する権利を譲渡または相続しなければならない。譲渡証書は書面で、且つ譲渡人と譲受人の署名が必要となる。

■委任状

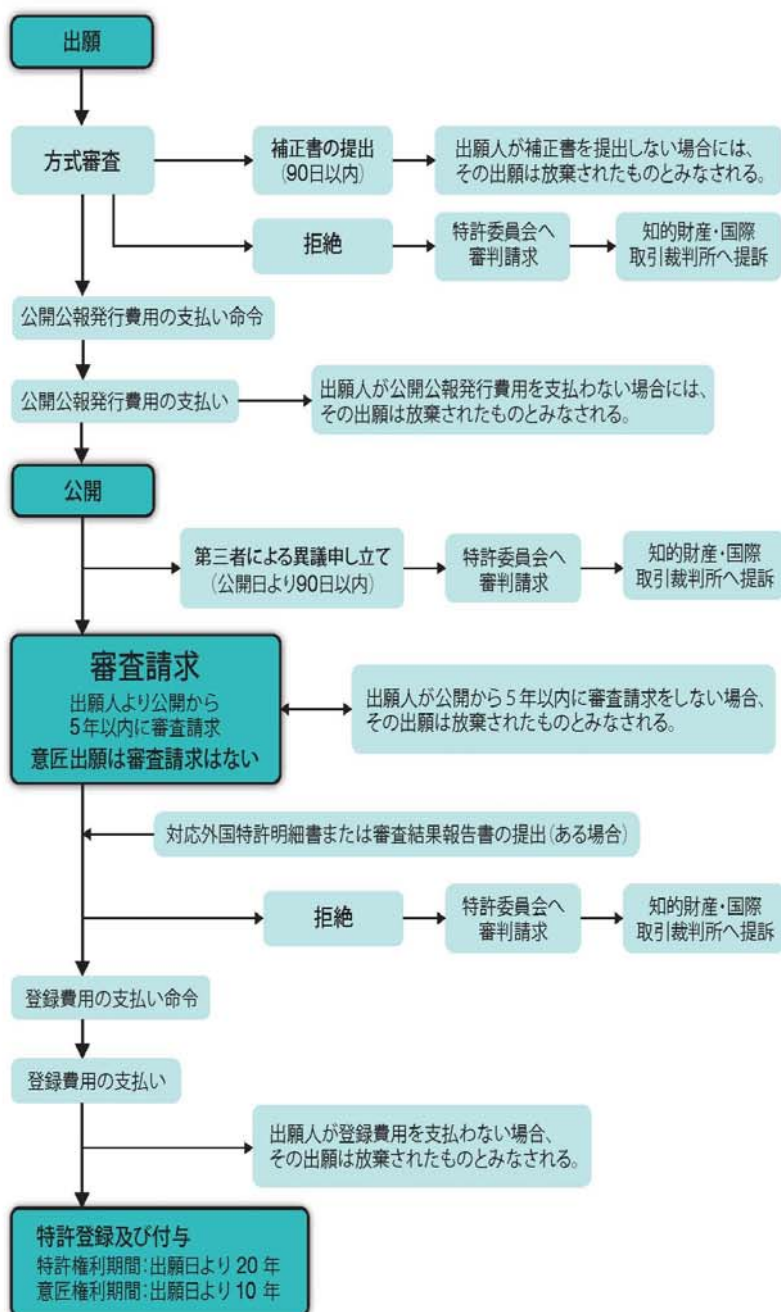
外国籍の出願人がタイで代理人を選定する場合、公証役場で公証手続きされた委任状、またはタイ大使館が領事認証した委任状が必要となる。

■出願権証明様式

発明者自身が出願人である場合には、タイ特許庁より提供される出願権証明様式にその権利を宣言しなければならない。

■優先権証明書（優先権主張をする場合）

特許・意匠の出願から登録までの手順





S & I INTERNATIONAL

小特許出願 : S & I INTERNATIONAL

■委任状

外国籍の出願人がタイで代理人を選定する場合、公証役場で公証手続きされた委任状、またはタイ大使館が領事認証した委任状が必要となる。

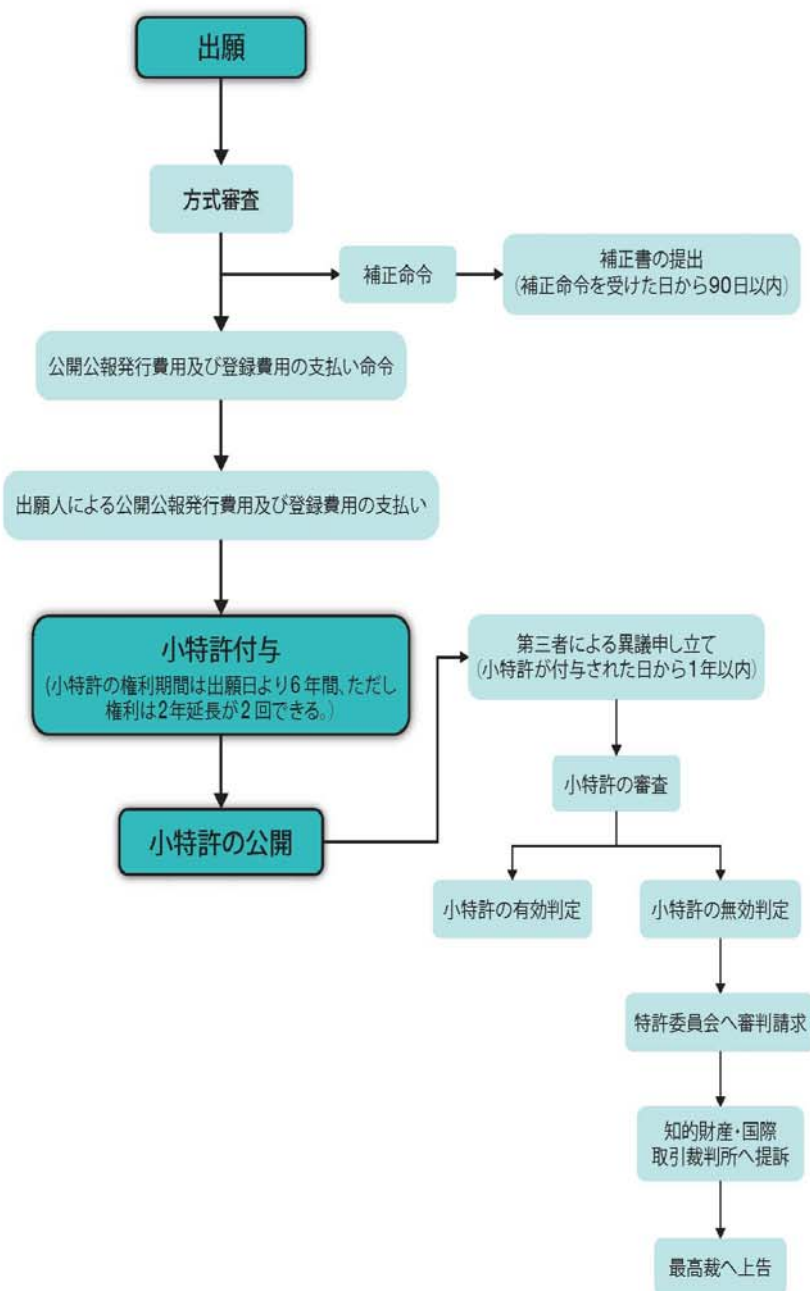
■出願権証明様式

発明者自身が出願人である場合には、タイ特許庁より提供される出願権証明様式にその権利を宣言しなければならない。

■優先権証明書（優先権主張をする場合）

備考：・すべての書類をタイ語翻訳する必要があります。・一般的に小特許は、特許よりも簡単、迅速に付与されます。・出願人が特許出願を小特許へ変更を希望する場合、公開前までに手続きをしなくてはなりません。

小特許出願から登録までの手順





S & I INTERNATIONAL

商標出願 : S & I INTERNATIONAL

商標出願

出願時には下記の書類および情報が必要となります。

■出願願書: Kor.01 form

■商標見本 12枚

■委任状

外国籍の出願人がタイで代理人を選定する場合、委任状を添付して出願する。委任状は、権利者により署名され公証役場で公証手続きされたものでなくてはならない。

■タイ語翻訳

委任状やタイ語表記ではない商標などの書類すべてをタイ語翻訳しなくてはならない。

■個人出願の場合には、出願人は政府から発行された身分証明書,外国人登録証またはパスポートのコピーのいずれかを提出しなくてはならない。

■タイ法人出願の場合には、法人資格を示す証明書が必要となる。

タイ会社登記簿謄本: タイ会社登記簿謄本は発行から6カ月以内のものでなくてはならない。(外国の法律に基づいて設立した法人は除く)

備考:

出願人は他人の登録商標と同一または類似していないかを事前に確認することを推奨致します。

商標出願から登録までの手順

